

立川市防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定による。

立川市防災会議条例の一部を改正する条例

立川市防災会議条例（昭和38年立川市条例第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 前号に<u>定める重要事項</u>に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(4) ……略……</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 委員の総数は、<u>43人以内</u>とする。</p> <p>7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>8 委員は、再任されることができる。</p> <p>(議事等)</p> <p>第5条 この条例に規定するもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に<u>諮って</u>定める。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 前号に<u>規定する重要事項</u>に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(4) ……略……</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 <u>前項の委員</u>の総数は、<u>40人以内</u>とする。</p> <p>7 <u>第5項第8号から第10号までの委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、<u>その残任期間</u>とする。</p> <p>8 <u>前項の委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>(議事等)</p> <p>第5条 この条例に規定するもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に<u>はかつて</u>定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。